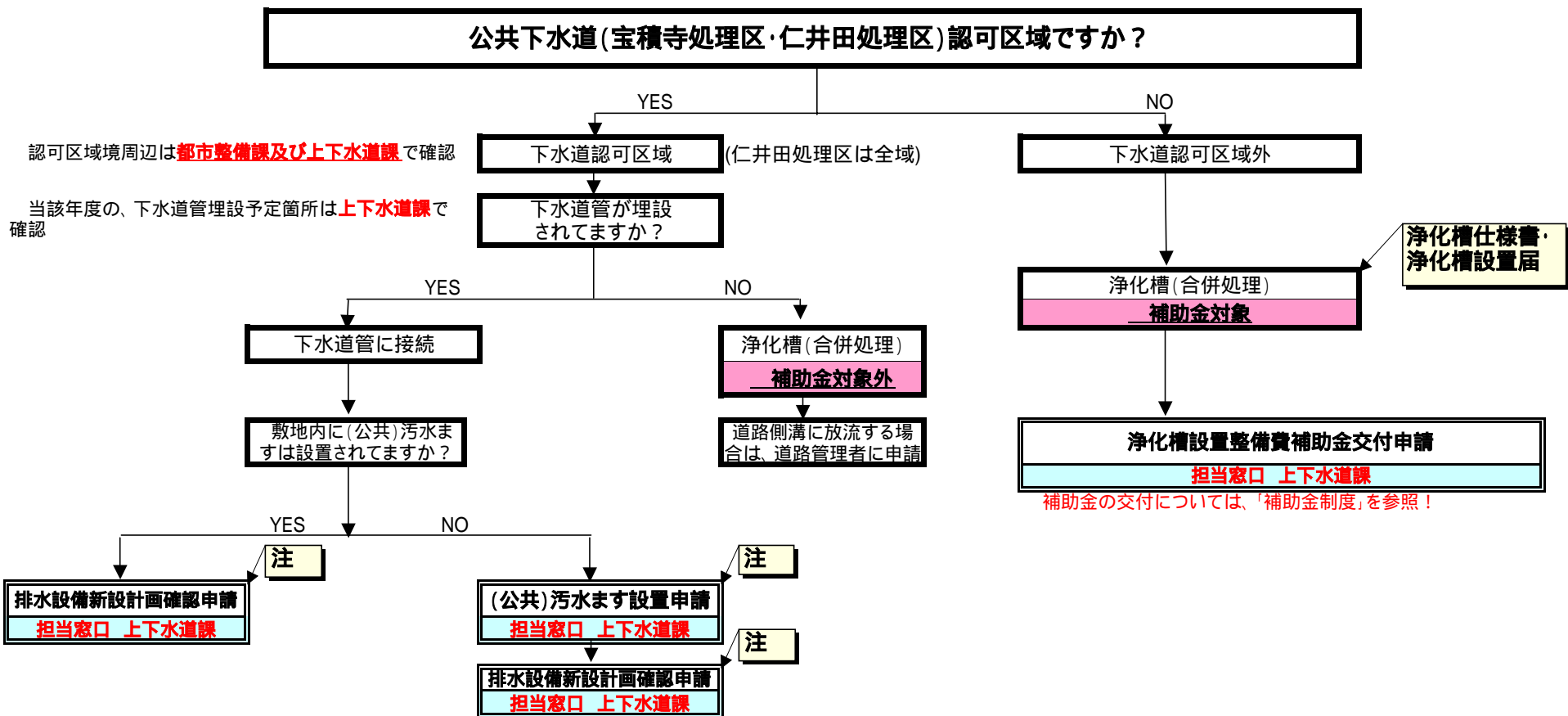


建築確認申請時における生活排水処理方式



下水道接続の取り扱いについて

注：当該建築敷地内に「(公共)汚水ます」が設置されていない場合には、速やかに「(公共)汚水ます設置申請書」を**町上下水道課**へ申請すること。

注：「(公共)汚水ます」への接続を行う敷地内の排水設備工事は、町の指定した「指定工事店」でなければ施工することができません。また、接続の工事施工にあたっては、**町下水道条例第6条**の規定により「排水設備新設(変更)計画確認申請書」を**町上下水道課**へ申請すること。

担当課一覧

| | | |
|---------------|--------------|---------------------|
| 県道路管理者 | 矢板土木事務所 | 0287-44-2186 |
| 町道路管理者 | 都市整備課 | 028-675-8107 |
| 水道に関する事 | 上下水道課 | 028-675-2449 |
| 下水道・農集排に関する事 | | |
| 浄化槽に関する事 | | |